

平成 29 年 もとす 広域 連合 議会

第 3 回 定例会 会議録

平成 29 年 10 月 20 日 (金) 開会

平成 29 年 11 月 1 日 (水) 閉会

もとす 広域 連合

平成29年第3回もとす広域連合議会定例会会議録

目 次

第 1 号（10月20日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○職務のため出席した職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○議席の指定	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○副議長の選挙	4
○常任委員会委員の選任	5
○行政報告	6
○議案第13号より議案第23号までの一括上程、説明、質疑、 委員会付託	7
○散会の宣告	19

第 2 号（11月1日）

○議事日程	20
○本日の会議に付した事件	20
○出席議員	20
○欠席議員	20
○説明のため出席した者	21
○職務のため出席した職員	21
○開議の宣告	22
○議事日程の報告	22
○議案第15号より議案第17号までの一括上程、委員長報告、 質疑、討論、採決	22
○議案第18号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	24
○議案第19号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	27
○議案第20号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	28
○議案第21号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	30

○議案第 2 2 号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	32
○議案第 2 3 号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	33
○閉会の宣告	34
○署名議員	35

平成 29 年第 3 回 もとす広域連合議会定例会 第 1 日

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 29 年 10 月 20 日 (金曜日) 午前 9 時 30 分開会

- | | | |
|--------|------------|--|
| 日程第 1 | 議席の指定 | |
| 日程第 2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 3 | 会期の決定 | |
| 日程第 4 | 諸般の報告 | |
| 日程第 5 | 副議長の選挙 | |
| 日程第 6 | 常任委員会委員の選任 | |
| 日程第 7 | 行政報告 | |
| 日程第 8 | 議案第 13 号 | もとす広域連合監査委員の選任について |
| 日程第 9 | 議案第 14 号 | もとす広域連合公平委員会委員の選任について |
| 日程第 10 | 議案第 15 号 | もとす広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 16 号 | もとす広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 17 号 | もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 13 | 議案第 18 号 | 平成 28 年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 14 | 議案第 19 号 | 平成 28 年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 15 | 議案第 20 号 | 平成 28 年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 16 | 議案第 21 号 | 平成 29 年度もとす広域連合一般会計補正予算 (第 2 号) について |
| 日程第 17 | 議案第 22 号 | 平成 29 年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 18 | 議案第 23 号 | 平成 29 年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算 (第 2 号) について |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	森	治	久	3番	清	水	治
4番	広	瀬	武	5番	若	園	五
6番	く	ま	が	7番	松	野	藤
8番	高	橋	勇	9番	高	田	浩
10番	黒	田	芳	11番	若	原	敏
12番	大	西	徳	13番	村	木	俊
14番	松	野	由	15番	安	藤	哲
			文				雄

欠席議員（1名）

2番 若井千尋

説明のため出席した者

連 合 長	藤 原 勉	副 連 合 長	棚 橋 敏 明
副 連 合 長	戸 部 哲 哉	代 表 監 査 委 員	三 田 村 晃 司
事 務 局 長	鷺 見 誠	総 務 課 長	高 田 薫
介 護 保 険 課 長	扇 間 輝 幸	会 計 管 理 者	宇 野 清 隆
老 人 福 祉 施 設	神 谷 義 幸	療 育 医 療 施 設 長	片 岡 俊 明
大 和 園 長			
衛 生 施 設 長	弘 岡 敏		

職務のため出席した職員

書 記 長	白 井 英 俊	書 記	高 田 茂 和
書 記	安 藤 里 恵		

開会 午前 9時50分

◎開会の宣告

○議長（松野藤四郎君） ただいまの出席議員は14人であり、地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。2番、若井議員は欠席届が出ております。

ただいまから、平成29年第3回もとす広域連合議会定例会を開会します。

—————◇—————

◎開議の宣告

○議長（松野藤四郎君） 本日の会議を開きます。

—————◇—————

◎議事日程の報告

○議長（松野藤四郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

—————◇—————

◎議席の指定

○議長（松野藤四郎君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおりと指定します。

—————◇—————

◎会議録署名議員の指名

○議長（松野藤四郎君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、

1番 森 治 久 君

9番 高 田 浩 視 君

を指名します。

—————◇—————

◎会期の決定

○議長（松野藤四郎君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、10月12日の議会運営委員会におきまして、本日から

11月1日までの13日間としてはどうかと決められました。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

したがって、今定例会の会期は、本日から11月1日までの13日間とすることに決定しました。



◎諸般の報告

○議長（松野藤四郎君） 日程第4、諸般の報告を行います。

2件報告します。

1件目は議員の異動について報告します。

去る9月26日、北方町選出の3名の議員から辞職願が提出され、同日許可しました。これを受け、同日、北方町議会定例会におきまして欠員の選挙が行われ、村木俊文君、松野由文君、安藤哲雄君の3名が選出されました。また、10月1日には本巣市議会議員の任期満了に伴い、当広域連合議会議員に5名の欠員が生じました。これを受けて10月10日の本巣市議会臨時会におきまして選挙が行われ、高橋勇樹君、高田浩視君、黒田芳弘君、若原敏郎君、大西徳三郎君の5名が選出されました。

2件目は閉会中における議会運営委員の異動について報告します。

議会運営委員であった北方町選出の2名の委員が辞職されたことに伴い、その後任として村木俊文君及び安藤哲雄君を、本巣市選出議員2名の任期満了に伴い、その後任として黒田芳弘君、若原敏郎君を委員会条例第7条第4項ただし書きの規定によりそれぞれ指名しましたので報告します。

なお、議員の異動に伴う常任委員会委員の選任については、後ほど議題としたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。



◎副議長の選挙

○議長（松野藤四郎君） 日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に大西徳三郎君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました大西徳三郎君を副議長の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

したがって、ただいま指名しました大西徳三郎君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました大西徳三郎君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により副議長に当選されたことを告知いたします。

大西徳三郎君のご挨拶があります。

○副議長（大西徳三郎君） ただいまは議長指名ということで、皆様のご推挙により副議長に当選させていただきましてありがとうございます。

副議長ということで議長を補佐し、議会の円滑なる運営ということで皆様のご協力をお願いしたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

ありがとうございます。（拍手）

〔副議長、自席に着席〕



◎ 常任委員会委員の選任

○議長（松野藤四郎君） 日程第6、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいまから委員会構成名簿を配付いたします。そのまましばらくお待ちください。

〔委員会構成名簿配付〕

○議長（松野藤四郎君） お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

したがって、常任委員会委員の選任についてはお手元に配付しました名

簿のとおり選任することに決定しました。

これより各常任委員会を開催し、総務介護常任委員会は副委員長を、老人福祉常任委員会は委員長を、療育医療衛生常任委員会は副委員長をそれぞれ決めていただきたいと思います。

開催場所については、総務介護常任委員会は第1委員会室において、老人福祉常任委員会は第2会議室において、療育医療衛生常任委員会は認定審査会室において行いますので、移動をお願いします。

それでは暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時13分

○議長（松野藤四郎君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

各常任委員会の委員長、副委員長がお手元に配付しました名簿のとおり決まりましたので発表いたします。

総務介護常任委員会副委員長、安藤哲雄君。老人福祉常任委員会委員長、黒田芳弘君。療育医療衛生常任委員会副委員長、村木俊文君。

以上のとおりです。



◎行政報告

○議長（松野藤四郎君） 日程第7、行政報告を行います。

広域連合長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。
広域連合長、藤原 勉君。

○連合長（藤原 勉君） 改めまして、皆さんおはようございます。

議長の許可をいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

報告第3号 専決処分の報告についてでございます。

大和園職員運転の公用車によります物損事故で、去る平成29年7月13日に公用車での送迎運転中に利用者宅のエアコン室外機に衝突して損害を与えた事故について和解し、賠償額を定めることにつき、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同法同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（松野藤四郎君） これで行政報告は終わりました。



◎議案第13号より議案第23号までの一括上程、説明、質

疑、委員会付託

○議長（松野藤四郎君） 日程第8、議案第13号 もとす広域連合監査委員の選任についてより、日程第18、議案第23号 平成29年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第2号）についてまでを一括上程いたします。

提出議案について、広域連合長より提出理由の説明を求めます。

広域連合長、藤原 勉君。

○連合長（藤原 勉君） それでは、提案説明を申し上げたいと思います。

本日ここに平成29年第3回もとす広域連合議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今年も日本列島は九州北部豪雨や台風による豪雨などで、各地で甚大な災害が発生いたしました。お亡くなりになりました方々のご冥福をお祈りするとともに、被災地域の一刻も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

また、去る9月28日の突然の衆議院解散を受けて慌ただしい準備の中、第48回衆議院議員総選挙が本月10日に公示され、22日の投開票日を迎えるようにいたしております。今回の選挙は政権の選択選挙ともいわれており、国民の判断がどのように下されるのか注目をしているところでもございます。

また、当広域連合が運営をいたします介護保険事業を初めといたします各事業の執行につきましては、地域住民の皆様様の福祉向上と身近な広域行政機関としてその役割を果たすため、引き続き誠心誠意務めてまいりたいと考えております。議員の皆様方には当広域連合の施策の推進に際しまして、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、提案説明のほうを申し上げます。

今回、本議会に提案し、ご審議をお願いする議案は、人事案件が2件、条例の改正に関する案件が3件、決算認定に関する案件が3件、補正予算に関する案件が3件の合計11案件でございます。

それでは、順次、提出議案の概要を説明させていただきます。

まず、議案第13号 もとす広域連合監査委員の選任についてでございます。

現在、議会選出の監査委員が欠員のため、候補者といたしまして村木俊文議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項及びもとす広域連合規約第15条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第14号 もとす広域連合公平委員会委員の選任についてです。

現在、委員でございます大下吉恵氏の任期が本年10月24日に満了となりますが、引き続き同氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項及びもとす広域連合規約第16条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第15号 もとす広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条

例の一部を改正する条例についてでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児に係る早出、遅出勤務等の対象となる子の拡大、介護を行う職員への超過勤務の免除の新設、介護休暇の分割、介護時間の新設など、仕事と育児・介護の両立支援制度の円滑な実施を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第16号 もとす広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児休業等の対象となる条例で定める子の規定、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく再度の育児休業ができる特別の事情や、再度の育児短時間勤務ができる特別の事情及び育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情についての規定、部分休業に介護時間を追加するなど、仕事と育児・介護の両立支援制度の円滑な実施を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第17号 もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、給与の減額に介護時間を追加するもので、仕事と育児・介護の両立支援制度の円滑な実施を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第18号 平成28年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成28年度の一般会計決算額は、歳入が前年度比較8.7%減の4億7,357万5,406円、歳出が前年度比較8.6%減の4億2,892万5,376円、実質収支は4,465万30円の黒字となっております。

一般会計は本庁の総務課関係分、療養医療施設の幼児療育センター関係分及び休日急患診療所関係分、そして衛生施設関係分の3部門で構成をされております。

平成28年度の歳入歳出決算の内容といたしましては、前年度との比較におきまして、主なものといたしましてマイナンバー制度システム整備費や、衛生施設の長寿命化5カ年整備計画によります施設修繕整備費などで4,000万円を超える減少、また、歳入歳出差し引き額についても約500万円の減少となっております。

当連合といたしましては、引き続き経常的な経費等の抑制を図るなど創意工夫をし、堅実な運営に鋭意努力をいたしてまいります。

次に、議案第19号 平成28年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳

出決算の認定についてでございます。

当連合において、予算上、最大のウエートを占めます介護保険事業の平成28年度の決算額は、歳入が前年度比較4.6%増の71億4,231万4,941円、歳出が前年度比較5.5%増の68億6,043万1,435円、実質収支は2億8,188万3,506円の黒字となっております。

まず、歳出のうち保険給付費は歳出の89%を占めておりまして、61億763万8,965円、また、前年度に比べまして1.4%の増、金額にいたしまして8,260万7,204円の増加となっておりますが、要支援1、2の利用者の一部が地域支援事業費へ移行いたしましたため、構成比率及び増減額が減少をいたしています。

次に、地域支援事業費は歳出の4.3%を占めておりまして、2億9,701万2,186円となっております、前年度に比べて81.9%の大幅な増で、金額にいたしまして1億3,370万9,344円の増加となっております。

介護保険は社会保障関係費という義務的経費でございます、今後も高齢化の進展に伴いまして増大していくものと考えております。

今後とも介護保険制度の堅持を前提として、組織市町との連携を強化して、高齢者を初め地域住民の皆様に介護保険制度への理解・啓発により一層努めるとともに、保険者と市町が連携して保険料未納者への取り組みの改善を図り、もって収入率の向上を目指してまいりたいと考えております。

次に、議案第20号 平成28年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成28年度の決算額は歳入が前年度比較6.9%減の9億4,585万1,296円、歳出が前年度比較10.6%減の8億3,503万7,964円、実質収支は1億1,081万3,332円の黒字となっております。

歳入におきましてのサービス事業収入は利用者数等の回復もございまして、6億3,541万2,873円で全体の67.2%を占めておりまして、前年度に対し3,833万7,767円の増となっております。

当老人福祉施設大和園は開園以来62年という半世紀以上の歴史を重ね、かつ、公設公営ということからも、地域住民の信頼を受け、絶えず地域に密着したサービスの提供に努めてまいりました。

今後も施設の管理運営の見直しを図りながら、利用者本位のサービスの提供に鋭意努めてまいりたいと考えております。

次に、議案第21号 平成29年度もとす広域連合一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,204万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,155万円とするものでございます。

今回の補正の内容といたしましては、歳入では、平成28年度決算額が確定いたしましたことに伴います繰越金2,204万8,000円の補正予算の編成をいたしたところでございます。

歳出では、総務費で人事異動に伴う人件費の所要額を計上し、財政調整

基金への積み立てといたしまして1,885万2,000円を計上いたしました。

次に、民生費では人事異動に伴う人件費の所要額を計上し、旅費、需用費につきましても必要額を計上いたしました。また、衛生費におきましては、医療廃棄物処理委託料と人事異動に伴う人件費の所要額とインターネットに係る経費をそれぞれ計上いたしましたところでございます。

次に、議案第22号 平成29年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億2,254万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億4,354万円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳入の主なものは平成28年度決算の確定に伴いまして、介護保険事業費負担金の市町負担金の一部514万2,000円の増額と、マイナンバー制度システム整備に伴います市町負担金の増584万6,000円、国庫負担金の補正につきましては、歳出の保険給付費予算額の補正に伴います国・県負担金の増額及び減額でそれぞれ276万円、支払基金からは前年度精算で追加の893万8,000円の増額、繰越金は平成28年度決算の確定に伴い1億9,188万3,000円の増額、諸収入は第三者納付金や過年度収入で1,073万1,000円を増額いたしております。

歳出の主なものは、総務費におきましてはマイナンバー制度システム整備委託料584万7,000円、人事異動等に伴う人件費といたしまして440万1,000円を増額いたしております。

保険給付費につきましては、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費及び特定入所者介護サービス等費の現在の状況を踏まえて給付見込みを行いました結果、給付費全体としての増減はありません。

地域支援事業費につきましても同様でございます。

介護給付費準備基金への積み立てといたしまして、7,831万9,000円を増額いたしております。

また、諸支出金といたしまして平成28年度償還金の確定に伴う精算として、合計で1億3,361万9,000円を増額いたしております。

次に、議案第23号 平成29年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,581万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億6,575万3,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳入は平成28年度決算額の確定に伴いまして、繰越金3,581万3,000円を増額いたしております。

歳出の主なものといたしましては、総務費で老人福祉施設財政調整基金への積立金といたしまして2,753万円を増額いたしております。

民生費では養護老人ホームの土地を一部賃貸借しており、貸主より買い取りの申し出があることから、その取得費用を決定するための土地鑑定委託料24万8,000円、養護老人ホーム施設修繕工事54万円を計上しております。

民生費及びサービス事業費では、人事異動に伴う人件費につきまして、所要額を計上いたしております。

以上、提出議案につきまして、その概要を説明させていただきましたが、よろしくご審議を賜りまして適切にご決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（松野藤四郎君） 続きます。一括議題中、議案第18号より議案第20号までの平成28年度決算の認定を求める議案について、代表監査委員から決算審査の報告を求めます。

代表監査委員、三田村晃司君。

○代表監査委員（三田村晃司君） 監査委員を代表し、審査結果についてご報告申し上げます。

審査の対象は、平成28年度もとす広域連合一般会計と2つの特別会計の合計3つの会計です。

審査の期間は、8月28日、29日の2日間で実施し、決算書に基づき、担当課長、施設長から提出された決算審査資料及び例月の出納検査の結果とあわせて、決算の計数等について慎重かつ詳細に審査いたしました。

審査の結果は各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、予算は議会の議決に沿い、適正かつ効率的に執行されているものと認めます。

それでは、ご報告を申し上げます。

一般会計・特別会計審査意見書5ページの3、実質収支をごらんください。

平成28年度もとす広域連合一般会計及び特別会計の決算額は、歳入総額85億6,174万1,643円、歳出総額81億2,439万4,775円、差し引き4億3,734万6,868円の黒字となっております。翌年度へ繰り越すべき財源がゼロのため、そのまま実質収支額となっております。

6ページへお進みください。

この表は市町負担金です。もとす広域連合規約に基づく負担金として、平成28年度は、瑞穂市より5億9,854万8,000円、本巢市より5億5,948万4,000円、北方町より2億1,432万7,000円で、合計13億7,235万9,000円です。

7ページへお進みください。

公債の償還状況です。平成28年度末現在高は2億1,075万3,273円であります。平成28年度中の元金償還金は4,389万6,861円、利子償還金は327万9,989円となりました。

8ページから9ページへお進みください。

一般会計の歳入歳出決算です。歳入総額は4億7,357万5,406円、歳出総額は4億2,892万5,376円で、差し引き4,465万30円の剰余金が生じました。

10ページから15ページにかけて、一般会計を総務分、療育医療施設分、衛生施設分にそれぞれ分けてありますので、ご説明いたします。

10ページから11ページへお進みください。

一般会計の総務分の歳入歳出決算です。歳入総額は8,417万6,725円、歳出総額は7,973万8,273円で、差し引き443万8,452円の剰余金が生じました。

議員、公平委員会委員、監査委員及び選挙管理委員会委員の報酬、職員及び市町派遣職員の人件費等の執行が主であります。

審査の結果、適正に処理されていると認められました。

12ページから13ページへお進みください。

一般会計の療育医療施設分の歳入歳出決算です。歳入総額は1億5,281万155円、歳出総額は1億3,217万8,347円で、差し引き2,063万1,808円の剰余金が生じました。

療育に関する社会の認知度、幼児の保護者等の認知度も高まり、契約者数及び利用児数も年々増加の一途をたどっています。人件費の抑制に配慮しつつ、これからもよりよい療育指導を実施されるよう努めていただきたい。

審査の結果、休日急患診療所を含め適正に処理されていると認められました。

14ページから15ページへお進みください。

一般会計の衛生施設分の歳入歳出決算です。

歳入総額は2億3,658万8,526円、歳出総額は2億1,700万8,756円で、差し引き1,957万9,770円の剰余金が生じました。

西棟が築34年、東棟が築27年経過し、施設の老朽化が懸念されているため、平成24年度に衛生施設の長期的展望に立った、施設構築物の長寿命化を図る修繕5カ年計画が策定され、平成28年度はその4年目の年に当たり、計画に沿って維持補修工事を行っています。

平成28年度の維持補修工事費は7,545万2,040円となり、引き続き施設の安全管理に留意して運営していただきたい。

審査の結果、適正に処理されていると認められました。

16ページから17ページへお進みください。

介護保険特別会計歳入歳出決算です。歳入総額は71億4,231万4,941円、歳出総額は68億6,043万1,435円で、差し引き2億8,188万3,506円の剰余金が生じました。

歳入について増額となっている主な理由は、平成27年度から第6期介護保険事業計画期間となって保険料の基準月額が前の期間に比べ856円上がって5,650円となったこと及び65歳以上の被保険者数の増加による介護保険料の増、給付費増加に伴う国、県、支払基金の交付金及び市町負担金の増があります。

また、歳出では、高齢者人口が増加する中、介護サービスの保険給付費が61億763万円と、前年度より約8,260万円増加しています。

なお、保険料の滞納繰越分普通徴収保険料について、収入済額413万9,800円、不納欠損額は1,694万8,900円となり、徴収率が10.13%から8.58%へ下落し、滞納繰越分の収入未済額は2,714万8,400円となり、前年度より増加しています。

これ以上状況を悪化させないよう、今後も引き続き滞納者の動向を調査するとともに、構成市町と協力して徴収体制を一層整備し、滞納額を最小限にとどめるよう留意しながら、不納欠損額及び収入未済額の減少に一層の努力をしていただきたい。

審査の結果、適正に処理されていると認められました。

18ページから19ページへお進みください。

最後に、老人福祉施設特別会計歳入歳出決算です。

歳入総額は9億4,585万1,296円、歳出総額は8億3,503万7,964円で、差し引き1億1,081万3,332円の剰余金が生じました。

また、歳入歳出差し引き額から繰越金、繰入金及び積立金を除いた実質的な事業収支差額については約2,800万円の黒字となっています。老人福祉施設特別会計は平成25年度より赤字決算となり、その額も平成25年度が約1,900万円、平成26年度が3,100万円、平成27年度が4,500万円と年々拡大していきましたが、平成28年度は黒字となりました。平成27年度決算と比較し、老人保護措置費は約328万円の増収となりました。また、介護保険における各サービスの事業収入についてはいずれも前年度と比べ増収となっており、通所介護事業では約513万円、認知症通所介護事業約953万円、短期入所生活介護事業約1,008万円、認知症短期入所生活介護事業約22万円、施設介護事業で約1,028万円、居宅介護サービス計画事業約311万円の増となり、介護保険各サービス全体で前年度に対し約3,830万円の増となっています。

歳出におきましては、燃料費及び光熱水費で約674万円、派遣職員人件費負担金で385万円、通所介護事業で約849万円、短期入所生活介護事業では387万円、認知症短期入所介護事業は約411万円、施設介護事業で687万円の歳出減であった一方、養護老人ホーム費で659万円、在宅介護支援事業で約73万円、認知症通所介護事業約763万円の歳出増となりました。

これらにより、平成27年度までに繰り越された実質的な事業収支差額の大幅な赤字額を解消させることができましたが、今回の歳出減の要因に臨時職員の雇用が進まなかったことによる人件費の減と、原油価格の変動による燃料費及び光熱水費の減があることから、歳出減になったとはいえ予断を許さない状況にあります。

審査の結果、適正に処理されていると認められましたが、状況が改善している様子はいかがえるものの、依然として厳しい状況にあると言わざるを得ません。平成28年度に策定した経営改善計画を踏まえ、今後もより一層収支の改善に努めていただきたい。

以上、決算審査の概要について報告させていただきましたが、この内容

は村木監査委員と一致した意見であることを述べ、私の報告を終わります。
ありがとうございました。

○議長（松野藤四郎君） 以上で提案理由の説明及び決算審査の報告を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

これより全員協議会を第1委員会室において再開しますので、移動をお願いします。

直ちに第1委員会室に移動してください。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時54分

〔議場にいる議員13名〕

○議長（松野藤四郎君） 休憩前に続きまして会議を再開したいと思います。

議案第13号 もとす広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、村木俊文君の退場を求めます。

〔13番（村木俊文君）退場〕

○議長（松野藤四郎君） 議案第13号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第13号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、議案第13号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

議案第13号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第13号を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席願います。起立全員であります。

よって、議案第13号 もとす広域連合監査委員の選任については同意することに決定しました。

村木俊文君の入場を命じます。

〔13番（村木俊文君）入場、着席〕

〔議員数の確認について発言する者あり〕

○議長（松野藤四郎君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 0時07分

○議長（松野藤四郎君） 再開をします。

ただいま監査委員に選任されました村木俊文君にご挨拶をお願いしたいと思います。

○13番（村木俊文君） いろいろございましたが、一言だけご挨拶を申し上げます。

まずもって同意いただきましたことを心よりお礼申し上げます。微力でございますが来年2月の残任期間までということですが、精いっぱい務めさせていただきます。ご協力よろしくお願いいたします。

○議長（松野藤四郎君） 議案第14号 もとす広域連合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案第14号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

〔議員1名入場、着席〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、議案第14号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

議案第14号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第14号を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席願います。起立全員であります。

よって、議案第14号 もとす広域連合公平委員会委員の選任については

同意することに決定しました。

議案第15号 もとす広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第15号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第15号は、総務介護常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

議案第16号 もとす広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第16号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第16号は、総務介護常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

議案第17号 もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第17号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第17号は、総務介護常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

議案第18号 平成28年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第18号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

議案第18号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、議案第18号については委員会付託を省略することに決定しました。

ただいま議題となっております議案第18号については、内容が2つの常任委員会に関係しますが、議案を分割して審査することはできないため、委員会への付託は省略することとしましたが、10月24日から開催される療育医療衛生常任委員会と総務介護常任委員会において、それぞれの所管に属する決算の認定について協議事項としてご協議をお願いし、最終日の本会議において質疑、討論、採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は療育医療衛生常任委員会及び総務介護常任委員会において所管事項を協議し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行います。

議案第19号 平成28年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第19号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第19号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

議案第20号 平成28年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第20号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第20号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託します。

議案第21号 平成29年度もとす広域連合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案第21号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

議案第21号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、議案第21号については委員会付託を省略することに決定しました。

ただいま議題となっております議案第21号については、内容が2つの常任委員会に関係しますが、議案を分割して審査することはできないため、委員会への付託は省略することとしましたが、10月24日から開催される療育医療衛生常任委員会と総務介護常任委員会において、それぞれの所管に属する補正予算について協議事項としてご協議をお願いし、最終日の本会議において質疑、討論、採決を行いたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は療育医療衛生常任委員会及び総務介護常任委員会において所管事項を協議し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行います。

議案第22号 平成29年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第22号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第22号は、総務介護常任委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

議案第23号 平成29年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案第23号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第23号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託します。



◎散会の宣告

○議長（松野藤四郎君） 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

10月23日から開催されます常任委員会で、それぞれの委員会に付託等しております案件につきまして審査をお願いします。

なお、11月1日は午前9時30分より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 0時18分

平成29年第3回もとす広域連合議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

平成29年11月1日(水曜日)午前9時30分開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第15号 | もとす広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 | 議案第16号 | もとす広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 議案第17号 | もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第18号 | 平成28年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 議案第19号 | 平成28年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 議案第20号 | 平成28年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 議案第21号 | 平成29年度もとす広域連合一般会計補正予算(第2号)について |
| 日程第 8 | 議案第22号 | 平成29年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第 9 | 議案第23号 | 平成29年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算(第2号)について |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(15名)

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 森 治 久 | 2番 | 若 井 千 尋 |
| 3番 | 清 水 治 | 4番 | 広 瀬 武 雄 |
| 5番 | 若 園 五 朗 | 6番 | くまがいさちこ |
| 7番 | 松 野 藤 四 郎 | 8番 | 高 橋 勇 樹 |
| 9番 | 高 田 浩 視 | 10番 | 黒 田 芳 弘 |
| 11番 | 若 原 敏 郎 | 12番 | 大 西 徳 三 郎 |
| 13番 | 村 木 俊 文 | 14番 | 松 野 由 文 |
| 15番 | 安 藤 哲 雄 | | |

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

連 合 長	藤 原 勉	副 連 合 長	棚 橋 敏 明
副 連 合 長	戸 部 哲 哉	総 務 課 長	高 田 薫
介 護 保 険 課 長	扇 間 輝 幸	会 計 管 理 者	宇 野 清 隆
老 人 福 祉 施 設	神 谷 義 幸	療 育 医 療 施 設 長	片 岡 俊 明
大 和 園 長			
衛 生 施 設 長	弘 岡 敏		

職務のため出席した職員

書 記 長	臼 井 英 俊	書 記	高 田 茂 和
書 記	安 藤 里 恵		

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（松野藤四郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15人であり、地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

なお、鷲見事務局長より欠席の連絡をいただいております。

本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（松野藤四郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎議案第15号より議案第17号までの一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（松野藤四郎君） 日程第1、議案第15号 もとす広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第3、議案第17号 もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

これらについては、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいま議題となりました議案第15号から議案第17号につきまして、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を、会議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

総務介護常任委員会は、10月27日、午前9時27分より、本巢市役所真正分庁舎第1委員会室におきまして開催されました。委員5名全員が出席したほか、松野議長の出席をいただき、また、議案説明のため藤原連合長、事務局長、総務課長、介護保険課長、その他担当職員の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

初めに、議案第15号につきましては、執行部より、議案書及び附属資料に基づいて補足説明を受けました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

次に、議案第16号につきまして、執行部より、議案書及び附属資料に基

づきまして補足説明を受けました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

次に、議案第17号につきまして、執行部より、議案書及び附属資料に基づきまして補足説明を受けました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（松野藤四郎君） それでは、まず議案第15号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第15号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第15号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第15号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第15号 もとす広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第16号についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第16号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第16号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第16号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第16号 もとす広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第17号についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第17号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第17号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第17号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第17号 もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。



◎議案第18号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（松野藤四郎君） 日程第4、議案第18号 平成28年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第18号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会に協議をお願いしてありましたので、各常任委員長より協議結果の報告を求めます。

それでは、まず初めに総務介護常任委員長より協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） それでは、ただいま議題となりまし

※後刻訂正発言あり

た議案第18号につきまして、総務介護常任委員会における協議の結果を会議規則第41条の規定に準じましてご報告申し上げます。

議案第18号につきましては、執行部より決算書及び決算事業報告書により、歳入歳出決算の詳細について、補足説明を受けました。

その後の質疑につきましては、特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（松野藤四郎君） 続きまして、療育医療衛生常任委員長より協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、若園五朗君。

○療育医療衛生常任委員長（若園五朗君） 改めて皆さんおはようございます。

ただいま議題となりました議案第18号について、療育医療衛生常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告いたします。

療育医療衛生常任委員会は、10月24日、午前9時27分より、本巢市役所真正分庁舎第1会議室において開催いたしました。委員5名全員が出席したほか、議案説明のため戸部副連合長、事務局長、総務課長、療育医療施設長、衛生施設長、その他担当職員の出席を求め、当委員会における協議事項について補足説明を受けた後、慎重に協議を行いました。

議案第18号につきまして、執行部より決算書及び決算事業報告書により、歳入歳出決算の詳細について、補足説明を受けました。その後、質疑に入り、療育医療施設に関連して、最近、利用児童の親においても、発達障害の傾向があるのではないかと指摘される場合もあるが、親の状況について、どの程度、把握しているのか、また親自身の認識はどの程度であるのかとの質疑があり、保護者の状況については、個別に把握はしていないが、行動特徴から把握することは※困難である。保護者から自発的に相談が寄せられた場合もあると答弁がありました。

次に、親が発達障害児のような状況であった場合、児童に対する療育指導がしづらいのではないかとと思われるが、幼児療育センターではどのように指導を行っているのかとの質疑があり、療育指導についての訓練を行った後、それぞれの指導員が個別に保護者からよく話を聞いて、対応をするようにしているとの答弁がありました。

次に、幼児療育センターでの、療育指導が実施しづらい状況である場合、市町との連携は行っているのかとの質疑があり、例は多くないが、保育所に通っている場合には、その保育所と状況によっては保健師など、他の行政機関とも連携を図るようにしているとの答弁がありました。

次に、幼児療育センター修了児童の小学校等への進学状況についての質疑があり、去年の該当児童は84名で、その内訳は、通常学級プラス通級指導教室へ40名、通常学級へ23名、特別支援学級へ16名、特別支援学校へ4名、聾学校へ1名という状況であるとの答弁がありました。

次に、幼児療育センターの利用児童数が多くなっているが、職員の配置は十分にできているのかとの質疑があり、年度当初の利用児童数は少ないが、年度後半になって増えるため、利用児童数の増加状況に合わせてグループ指導の方法、嘱託員の採用を検討したいとの答弁がありました。

次に、休日急患診療所に関連して、もとす医師会から建物の使用料を年間36万円をもらっているが、使用料の免除を検討する考えはあるのかとの質疑がありました。訪問看護ステーションとして、貸している部分に対する使用料であるため、今後も徴収すべきと考えているとの答弁がありました。

そのほかには、特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で、療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（松野藤四郎君） ここで、しばらく休憩します。

休憩 午前 9時46分

再開 午前 9時47分

○議長（松野藤四郎君） 会議を再開します。

若園五朗君。

○療育医療衛生常任委員長（若園五朗君） ただいま、※議案第18号の委員長報告のところ、一部、行動特徴から把握することは可能であるというところを困難と報告しましたので、困難を可能に変更させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（松野藤四郎君） それでは、議案第18号についての委員長協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第18号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第18号を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第18号 平成28年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算

の認定については、認定されました。



◎議案第19号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（松野藤四郎君） 日程第5、議案第19号 平成28年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第19号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） それでは、ただいま議題となりました議案第19号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告いたします。

議案第19号につきましては、執行部より、決算書及び決算事業報告書により、歳入歳出決算の詳細についての補足説明を受けました。

その後質疑に入り、地域密着型介護サービス及び施設介護サービスの給付費が増えているとの報告があったが、今後の給付ニーズについてどのような傾向があるかと考えているかとの質疑があり、地域密着型サービスはもちろんのこと、施設サービスについても住みなれた近くの施設でサービスを利用したいというニーズにより、利用実績の伸びがあるのではないかと考えているとの答弁がありました。

次に、今後ますます地域に密着したサービスが必要となると考えられるが、各市町が取り組むべく方向性について、広域連合の立場として、どのように考えているのかとの質疑があり、地域の実情を踏まえ、各市町と連携を図りながら、介護予防を重点に地域包括ケアシステムの構築に向けて、さらに進めていけるよう取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、介護保険料の徴収率が下がっているという説明があったが、どのような原因があるのか、また、その原因について、どのように考えているかとの質疑があり、人口が多い地域については、どうしても滞納者が多くなり、徴収率が下がるという結果になっていると考えている。滞納整理については、広域連合発足以来、各市町の業務としてお願いしており、税務担当課の協力も得て、事務を進めている。広域連合においては、介護保険担当課長会議及びヒアリングを行って各市町の徴収体制を強化しており、今後も徴収率向上を目指して取り組んでいきますとの答弁がありました。

次に、包括支援事業費の使い道についての質疑があり、瑞穂市及び本巢市については、それぞれ社会福祉協議会が受託して事業を実施し、北方町については、北方町が受託して、直営で事業を実施している。事業は、地域包括支援センター運営業務として、総合相談及び支援などがあり、包括的支援事業（社会保障充実分）としては、生活支援体制整備などがあるとの答弁がありました。

次に、包括的支援事業、任意事業費及び介護予防・日常生活支援総合事業費について、構成市町ごとの委託料額に差があるが、その理由は何か、また、今後も毎年このような金額で推移するのかとの質疑があり、各市町ともそれぞれの事業によって、積極的に取り組んでもらっているところであるが、市町によって、介護予防教室等の開催回数に差があり、その違いによるものである。開催回数が少ないところについては、増えるようお願いしていきたい。金額の推移については、およそ同じような傾向となるのではないかと考えているとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定されました。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（松野藤四郎君） 議案第19号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第19号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第19号に対する委員会での審査結果は認定です。議案第19号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第19号 平成28年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。



◎議案第20号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（松野藤四郎君） 日程第6、議案第20号 平成28年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第20号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、黒田芳弘君。

○老人福祉常任委員長（黒田芳弘君） ただいま議題となりました議案第20号について、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告いたします。

老人福祉常任委員会は、10月23日、午前9時29分より、本巢市役所真正分庁舎第1委員会室において開催いたしました。委員5名全員が出席したほか、松野議長の出席をいただき、また議案説明のため棚橋副連合長、事務局長、総務課長、老人福祉施設大和園長、その他担当職員の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案第20号につきましては、執行部より、決算書及び決算事業報告書により、歳入歳出決算の詳細について補足説明を受けました。

その後質疑に入り、平成28年度決算においては、日日雇用職員の雇用が進まなかったことによる人件費の減があったとの説明を受けました。現場の職員は大変だという話も聞くが、サービスの低下というようなことはないか。また、職員への負担はどのような状況かとの質疑があり、平成28年度中は、日日雇用職員を募集しても応募が少なかった上に、退職者もあって、実質4人分が補充できなかった。正規職員の病休及び育休者分の補充については、非正規雇用者で補わざるを得ないため、職員が苦勞しているという点もあるとの答弁がありました。

次に、地域支援事業について本巢市からの受託事業として実施しているとのことであるが、収益が上がるのであれば、瑞穂市及び北方町からも受託も考える必要があるのではないかとの質疑があり、委託料は必要経費だけであるので、収益が上がる事業ではないが、公設事業所の役割の一つとして行っているものであるとの答弁がありました。

次に、昨年度作成した経営改善計画に対する進捗状況についての質疑があり、和ショートステイの特養化については、現在、策定中の第7期介護保険事業計画において、位置づけが図られるよう要望しているので、この計画に盛り込まれ、決定されたら進めていきたいと考えている。事務職員数の削減については、直ちに削減することは難しいが、退職があった場合の補充を日日雇用職員とすることで、経費の削減を図りたいと考えている。

養護老人ホームについては、平成29年度から措置費の上乗せをお願いしているところであるが、職員配置を定数按分ではなく、実質人数による配置とすることにより、歳出削減を図りたいと考えている。デイサービスについては、このところ本巢トンネル以北の需要がふえているので、定員増を行って、受け入れ人数をふやして収入増へつなげられないか、検討中であるとの答弁がありました。これに対し、歳入をふやして、歳出を減らすということは、当然のことであるが、人件費の削減については、過度の負担増が事業に支障を来すようなことが起きたり、採用の募集をしても人材が集まらないということが続けば元も子もなくなってしまうので、そういった点についても考慮しながら、引き続き、経営改善を進めてほしいとの意見がありました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定されました。

以上で老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（松野藤四郎君） 議案第20号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第20号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第20号に対する委員会での審査結果は認定です。議案第20号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第20号 平成28年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。



◎議案第21号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（松野藤四郎君） 日程第7、議案第21号 平成29年度もとす広域連合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案第21号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会に協議をお願いしてありましたので、各常任委員長より協議結果の報告を求めます。

それでは、まず初めに総務介護常任委員長より協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） それでは、ただいま議題となりました議案第21号につきまして、総務介護常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じてご報告申し上げます。

議案第21号につきましては、執行部より補正予算書及び補正予算案の概要により、補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後の質疑につきましては、特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（松野藤四郎君） 続きまして、療育医療衛生常任委員長より協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、若園五朗君。

○療育医療衛生常任委員長（若園五朗君） ただいま議題となりました議案第21号について、療育医療衛生常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告いたします。

議案第21号につきましては、執行部より補正予算書及び補正予算案の概要により、補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、療育医療施設に関連して、旅費及び需用費を年度途中に補正する場合、制度改正または利用者増の理由が通常であると考えますが、今回、補正予算に計上したのは、どのような理由によるものかとの質疑があり、旅費については、県内の施設で実施される研究会へ療育指導員を参加させるためのものであり、需用費のうちの消耗品については、年度途中からの利用者増によるもの、印刷製本費については、修了時に作成する文集への掲載希望者増によるものであるとの答弁がありました。これに対し、需用費については、新年度予算には、十分吟味して計上してほしいとの意見がありました。

次に、幼児療育センター及び衛生施設において、残業が多い、あるいはサービス残業を行っているというようなことはないかとの質疑があり、幼児療育センターにおいて、療育指導及び相談業務の関係上、どうしても時間内にできない部分があるため、その場合は、事前の届け出により時間外勤務命令を行い、翌日、その実績を届けることにより承認をしている、また、療育医療施設、衛生施設とも、ともにサービス残業はないとの答弁がありました。

そのほかには、特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（松野藤四郎君） それでは、議案第21号についての委員長協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第21号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第21号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第21号 平成29年度もとす広域連合一般会計補正予算（第2号）については、可決されました。



◎議案第22号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（松野藤四郎君） 日程第8、議案第22号 平成29年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第22号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） それでは、ただいま議題となりました議案第22号につきまして、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

議案第22号につきましては、執行部より補正予算書及び補正予算案の概要により、補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（松野藤四郎君） 議案第22号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第22号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第22号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第22号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第22号 平成29年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。



◎議案第23号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（松野藤四郎君） 日程第9、議案第23号 平成29年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

議案第23号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、黒田芳弘君。

○老人福祉常任委員長（黒田芳弘君） ただいま議題となりました議案第23号について、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告いたします。

議案第23号につきましては、執行部より補正予算書及び補正予算案の概要により、補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後の質疑に入り、不動産鑑定業務委託料について、養護老人ホーム用地のうちの借地分について、買い取りの申し出があったとのことであるが、今後の見通しについては、どのように考えているのかとの質疑があり、賃貸借の契約期間は平成11年度から平成40年度までの30年間、賃借料が年間約158万円という契約で、今後、契約満了までに約1,700万円の賃借料を払うことになる見込みであるが、契約期間が満了する平成40年度を超えても、現在の建物が使用できなくなるまで使い続けることになるため、現時点においては購入したほうが有利ではないかと考えている。また、購入することになった場合、その経費は、広域連合規約によって、各市町均等割の負担金としてお願いすることになるとの答弁がありました。

また、人件費に関し、正職員及び非正規雇用者の退職があるとの説明を受けたが、新たに採用しても、また退職者が出るという負の連鎖について危惧される場所であるが、現在は、どのような状況なのかとの質疑があり、正職員の補充についてはすぐにはできないため、日日雇用職員の採用により補っている。平成29年度に入ってから、日日雇用職員については、ある程度、確保できており、職員の休日出勤も夏ごろまでは多かったが、近ごろは減ってきているとの答弁がありました。

次に、今年の経営改善計画作成の際に、将来を見据えた大和園の職員採用及び職場としてのPRを、とのことがあったと思うが、現状はどのようなになっているのかとの質疑があり、日日雇用職員の求人については、大和園で作成したチラシを新聞に折り込むなどして、PRを進め、これによる応募によって採用もできている。正職員に係る新卒者へのPRについては、

各学校を訪問してお願いをしてきたが、その際に、2名ほど大和園を希望する学生の話聞くことができたという明るい話もあるとの答弁がありました。

これに対して、新卒者に対しての学校訪問は、これまでも行ってきていることであり、同じことをしていても、条件がよくなっているわけではないので、これまで以上にしっかりとした取り組みを行って、新卒者の開拓、人材の確保へつなげていっていただくようお願いしたいとの意見がありました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（松野藤四郎君） 議案第23号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第23号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第23号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第23号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第23号 平成29年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○議長（松野藤四郎君） 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

これにて、平成29年第3回もとす広域連合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時18分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

1 番

9 番